

枚方京田辺環境施設組合契約規則

平成28年7月1日

規則第13号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 一般競争入札

第1節 参加資格（第6条）

第2節 公告及び入札（第7条—第20条）

第3節 落札者の決定等（第21条—第27条）

第3章 指名競争入札（第28条—第31条）

第4章 随意契約（第32条—第35条）

第5章 契約の締結（第36条—第46条）

第6章 契約の履行（第47条—第61条）

第7章 契約の解除（第62条・第63条）

第8章 雑則（第64条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いに関しては、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1） 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。

（2） 施行令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。

（3） 契約 組合を当事者の一方とする売買、貸借、請負その他の契約をいう。

（4） 契約者 管理者と契約を締結した者をいう。

（翌年度以降にわたる契約）

第3条 契約は、年度内に履行を終わるものでなければ締結することができない。ただし、歳入に属する契約及び次の各号のいずれかに掲げる契約については、この限りでない。

(1) 継続費、繰越明許費、事故繰越及び債務負担行為に属する契約

(2) 法第234条の3の規定による長期継続契約

(入札参加者の原則等)

第4条 入札に参加する者以外の者は、入札執行の場所に立ち入ることができない。

2 管理者は、入札に際し不正行為があると認められる入札に参加する者の入札を拒絶することができる。

(入札参加者の資格)

第5条 入札に参加しようとする者は、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると管理者が認めるときは、3年以内で管理者が定める期間入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

第2章 一般競争入札

第1節 参加資格

(入札参加者の資格の公示等)

第6条 枚方市及び京田辺市において、施行令第167条の5第2項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格について公示がなされたときは、組合において公示されたものとみなす。

2 枚方市及び京田辺市において作成された一般競争入札に参加する資格のある者の名簿は、組合において作成されたものとみなす。

第2節 公告及び入札

(入札の公告)

第7条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日（契約の前日から起算して少なくとも10日前に公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第8条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (4) 入札の日時及び場所
- (5) 入札の効力に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札について必要と認める事項
(入札保証金の額)

第9条 施行令第167条の7第1項の規定による入札保証金の額は、その入札に参加しようとする者の入札を予定する価格の100分の5以上の額に相当する額とする。

(入札保証金の納付)

第10条 入札保証金は、現金又は次に掲げる有価証券で納めなければならない。

- (1) 国債又は地方債その他政府保証のある債券
- (2) 銀行等の金融機関の保証する小切手
- (3) 管理者が確実と認める債券

2 前項に定める有価証券は、無記名のものに限る。

3 第1項に定める有価証券の担保価格の算定は、次の各号の区分に従い当該各号に定めるところによる。ただし、当該各号による担保価格の算定が不適当と認められる確定した事実がある場合は、管理者が定めるところによるものとする。

- (1) 第1項第1号に定める有価証券にあつては、額面金額の10分の9の額
- (2) 第1項第2号に定める有価証券にあつては、額面金額
- (3) 第1項第3号に定める有価証券にあつては、額面金額の10分の8の額

4 入札保証金の納付は、第1項に定めるものによるほか、管理者が確実と認める銀行等の金融機関の保証をもって代えることができる。

5 入札保証金は、納入通知書により会計管理者又は出納員へ納めるものとする。

る。

6 管理者は、一般競争入札を執行しようとするときは、当該入札に参加しようとする者に前項の規定により納付を受けた入札保証金に係る領収証書を提示させ、その確認をしなければならない。

7 入札保証金には利子を付さない。

(入札保証金の納付の免除)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約（定額填補保証に限る。）を締結し、当該保険証券を提出したとき。

(2) 一般競争入札に付する場合において、施行令第167条の5に規定する資格を有する者で過去2年の間に組合、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前号の規定に準ずる者であって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき又は管理者が特に認めるとき。

(予定価格)

第12条 一般競争入札に付そうとするときは、その一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計図書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、製造、修繕、作業、加工、売買、供給、使用、業務等の契約で一定期間継続して行うもの又は契約期間内の給付数量が確定できないものにおいては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 前項の規定により、予定価格を定める場合においては、当該物件又は役務の取引実例、価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めなければならない。

(予定価格の事前公表)

第13条 管理者は、入札の公正性及び透明性の確保を目的として、別に定めるところにより、予定価格を入札を執行する前に公表することができる。

(入札の方法)

第14条 入札者は、設計図書、仕様書、現場又は現物若しくは見本等を確認の上、必要事項を記入し、かつ、記名押印した入札書により入札を行わなければならない。

2 入札者は、指定場所に出席し、指定時間に入札を行わなければならない。ただし、特に事前に指定した場合には、入札書及び入札保証金又は入札保証金に係る領収証書の写しを書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして管理者が定めるものにより提出することができる。この場合、指定の期日までに到着しなければならないものとする。

3 代理人が入札するときは、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

4 入札書は、1人1通とする。

5 入札者は、他の入札者の代理人となることができない。

(入札の無効等)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者のした入札は、無効又は失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 指定の日時までに入札書を提出しない、又は到着させなかった者
- (3) 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者
- (4) 入札に関し連合等の不正行為をした者
- (5) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
- (6) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者

(7) 第13条の規定により予定価格を事前公表した場合で、売却及び貸付以外の入札において、予定価格を超える金額で入札した者又は第21条の規定により最低制限価格を設けたときは、当該価格未満の金額で入札した者

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反する等入札を妨害した者

(入札無効の理由明示)

第16条 入札を無効又は失格とする場合においては、施行令第167条の8第1項の規定による開札に立ち会った入札者に対し、その面前で理由を明示して入札無効又は失格の旨を知らせなければならない。

2 前項の規定に関わらず、郵便を用いた入札において、当該入札を無効とするときは、入札者に対し、当該入札が無効又は失格である旨及びその理由を知らせなければならない。

(入札執行の取消し又は執行延期)

第17条 管理者は、一般競争入札を行うに当たり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき又は談合情報の提供があったとき並びに天災地変等やむを得ない事由が生じたときは入札の執行を取り消し、又は延期することができる。

(入札保証金の還付)

第18条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後に、落札者に対しては契約が確定した後に、入札保証金に係る領収証書の提出を受けて、これと引換えに還付するものとする。ただし、落札者の納付に係る入札保証金については、当該落札者の同意を得て契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

(入札保証金の受入れ及び払出しの手続)

第19条 入札保証金の受入れ及び払出しの手続については、収入及び支出の例による。

(再度入札)

第20条 管理者は、第12条に規定する予定価格の制限の範囲内の価格の入札者がいないとき（第21条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつて

は予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき)は、直ちに再度の入札をすることができる。

2 前項の規定に関わらず、次に該当する場合は、再度の入札をしないものとする。

(1) 支出の原因となる契約に係る入札において予定価格又は最低制限価格を事前公表した場合

(2) 入札に参加する者が1人となった場合

3 管理者は、再度の入札をするときは、前回の入札に参加した者のうち第15条に規定する無効又は失格の入札をした者は、参加させないものとする。

第3節 落札者の決定等

(最低制限価格を設定した場合の落札)

第21条 管理者は、工事又は製造その他についての請負に係る競争入札において、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限内の範囲で最低制限価格以上の入札者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けようとする場合は、これを慎重かつ合理的に定めなければならない。

3 最低制限価格を設けた場合は、第7条の規定による公告において最低制限価格が付されている旨を明らかにしなければならない。

4 第2項の規定により最低制限価格を定めた場合は、第12条第1項に規定する予定価格を記載した書面に記載するものとする。

(最低制限価格の事前公表)

第22条 最低制限価格の事前公表については、第13条の規定を準用する。

この場合において、第13条中「予定価格」とあるのは「最低制限価格」と読み替えるものとする。

(落札者の決定)

第23条 第21条の手続を経たものを除くほか、支出の原因となる契約に係る入札については、予定価格の範囲内であって最低価格の入札をした者、収入の原因となる契約に係る入札については、予定価格以上であって最高価格の入札をした者を落札者とする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第24条 管理者は、第21条及び前条の規定に関わらず、施行令第167条の10第1項、第167条の10の2第1項又は第2項（政令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に定める方法により、落札者を決定することができる。

2 管理者は、前項の規定により落札者を決定するときは、その理由を記載した書類を作成しなければならない。

（落札の通知）

第25条 管理者は、落札者が決定したときは、その旨を落札者に通知しなければならない。

（入札結果表）

第26条 開札をした場合においては入札の経過及び結果を明らかにした入札結果表を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存しなければならない。

（せり売り）

第27条 管理者は、せり売りに付そうとするときは、一般競争入札の例により処理しなければならない。

第3章 指名競争入札

（入札参加者の資格等）

第28条 第6条第1項の規定は、施行令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合に準用する。

（指名基準）

第29条 管理者は、契約の公正かつ有利な締結及び履行を図るため必要があると認めるときは、入札に参加する者の指名基準について別に定めるものとする。

（入札参加者の指名）

第30条 指名競争入札に付するときは、契約の種類及び目的並びに金額に応じ第31条で準用する第6条第2項に規定する名簿に登載されている者のうちから入札に参加する者を合理的な指名の基準に従ってなるべく5人以上を指名しなければならない。

2 前項により指名する者を決定したときは、第8条に掲げる事項をその入札

期日から起算してなるべく5日前までに当該指名する者に通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第31条 第6条第2項及び第9条から第26条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第4章 随意契約

第32条 施行令第167条の2第1項第1号の規定による予定価格は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

2 施行令第167条の2第1項第3号の規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

3 施行令第167条の2第1項第4号の規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準、申請方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(予定価格の設定)

第33条 随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第12条第2項及び第3項の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格調書の作成を省略する

ことができる。

- (1) 法令により価格が定められているとき。
- (2) 価格が表示され、かつ、一定しているとき。
- (3) 施行令第167条の2第1項第1号の規定による契約をしようとするとき。

2 予定価格は、1者による特命随意契約を除いて入札執行前に公表することができる。

(見積書の徴取)

第34条 随意契約により契約を締結しようとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 随意契約により契約を締結しようとするときは、第31条で準用する第6条第2項に規定する名簿に登録されている者を契約の相手方としなければならない。ただし、契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

(見積書徴取の省略)

第35条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公法人又は公益的法人と契約しようとするとき。
- (2) 法令等により価格が定められているものについて契約しようとするとき。
- (3) 価格が表示され、かつ、一定しているものについて契約しようとするとき。
- (4) 見積書を徴することが適当でない認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、予定価格が5万円以下の契約を締結しようとするとき。

第5章 契約の締結

(契約の締結)

第36条 落札者は、管理者が定める期日までに契約を締結しなければならない

い。ただし、やむを得ない理由があると管理者が認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金は、組合に帰属する。ただし、第11条の規定により入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書の作成)

第37条 契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、省略することができる。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額

(3) 履行期限又は履行期間

(4) 契約保証金に関する事項

(5) 契約履行の場所

(6) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法

(7) 監督及び検査

(8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(9) 危険負担

(10) 瑕疵担保責任

(11) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、建設工事の請負契約にあつては、契約書に記載する事項は、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項各号に掲げるものとする。

3 契約書には、添付書類として、品名、数量、単価、金額等を記載した内訳書、工程表その他管理者が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、管理者が契約の性質その他特別の理由によりその添付の必要がないと認めるときは、その添付を省略することができる。

(契約書作成の省略)

第38条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項に規定する契約書の作成を省略することができる。

- (1) 工事又は製造の請負で、契約金額が130万円以下の契約を締結するとき。
- (2) 財産の買入で、契約金額が80万円以下の契約を締結するとき。
- (3) 物件の借入で、契約金額が40万円以下の契約を締結するとき。
- (4) 財産の売払いで、契約金額が30万円以下の契約を締結するとき。
- (5) 物件の貸付で、契約金額が30万円以下の契約を締結するとき。
- (6) 前各号に規定する契約以外の契約で、契約金額が50万円以下の契約を締結するとき。
- (7) せり売りに付するとき。
- (8) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (9) 国、地方公共団体その他公法人又は公益的法人と契約をするとき。
- (10) 単価契約をもって契約済単価により契約をするとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、随意契約について管理者が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(請書等の徴取)

第39条 前条の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、契約内容を明らかにした請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。ただし、その内容により必要がないと認められるときは、この限りではない。

(契約保証金の額)

第40条 施行令第167条の16第1項の規定により納付させる契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上の額に相当する額とする。

(契約保証金の納付)

第41条 第10条及び第19条の規定は、契約保証金の納付並びに契約保証金の受入れ及び払出しの手續に準用する。この場合において、第10条第6項中「一般競争入札を執行しようとするときは、当該入札に参加しようとする

る者」とあるのは、「当該契約を締結しようとする者」と読み替えるものとする。

- 2 契約保証金の納付は、前項に定めるところによるほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって代えることができる。

（契約保証金の納付の免除）

第42条 管理者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約（定額填補保証に限る。）を締結し、当該保険証券を提出したとき。
- （2） 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- （3） 過去2年の間に組合、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4） 法令の規定により、延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- （5） 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- （6） 契約金額1件につき500万円未満の建設工事で、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （7） 第38条の規定により契約書の作成を省略することができる契約を締結するとき。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に認めるとき。

（契約保証金の還付）

第43条 契約保証金は、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了したのち、契約者から当該契約保証金の領収証書の提出を受けて、これと引換えに還付するものとする。ただし、物件を売り払う場合の契約保証金については、

契約者の同意を得て売払代金の一部に充当することができる。

(契約保証人)

第44条 管理者は、契約の相手方をして、当該契約の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における違約金その他の損害金の支払を保証する連帯保証人として契約保証人を立てさせることができる。

2 管理者は、契約の性質又は目的に応じて契約保証人が備えるべき条件を定め、保証能力に関する資料の提出を求め、又は契約の相手方をして立てさせた契約保証人の変更を求めることができる。

3 第1項の規定により立てさせた契約保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、契約の相手方はその日から5日以内に更に他の契約保証人を立てさせなければならない。

(1) 契約保証人が死亡し、又は解散したとき。

(2) 法令の規定により、別段の資格を必要とする場合において、契約保証人がその資格を失ったとき。

(3) その他管理者が保証能力を失ったと認めたとき。

(仮契約)

第45条 管理者は、議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結しなければならない。

2 管理者は、仮契約を締結した事案について、議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

(契約保証金の帰属)

第46条 契約者が契約上の義務を履行しなかったときは、損害の賠償又は違約金の支払について契約で別段の定めをした場合を除くほか、当該契約者が納付した契約保証金は組合に帰属する。

第6章 契約の履行

(前金払)

第47条 工事に係る前金払は、第42条第6号の規定により契約保証金の納付が免除された工事を除いたものについて当該工事の契約者に対し、契約金額の4割を超えない範囲内で支払うことができる。

2 前金払をした後に、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、当該変更後の金額に応じて前払金を追加払し、又は返還させることができる。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、前金払の全部又は一部を返納させるものとする。

(1) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。

(2) 請負契約を解除したとき。

(3) 前払金の用途がその目的に反したとき。

(4) 請負契約を履行しないとき。

(中間前金払)

第48条 前条第1項により前金払をした工事については、当該工事の契約者に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項に定める既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）を契約金額の2割を超えない範囲内で支払うことができる。ただし、前金払と中間前金払の合計額は、契約金額の6割を超えてはならないものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、中間前金払について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「前金払」とあるのは「中間前金払」に、「前払金」とあるのは「中間前払金」と読み替えるものとする。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の特例)

第49条 継続費又は債務負担行為による契約を行う場合において、前2条に規定する前金払及び中間前金払については、当該契約に基づく各会計年度の出来高予定額に対して行うものとする。

(部分払)

第50条 検査に合格した工事又は製造その他の請負契約に係る既済部分若しくは物件の購入契約に係る既納部分に対し、その完成前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。

2 前項の規定により支払う（以下「部分払」という。）金額は、工事又は製造その他の請負契約にあつてはその既済部分に対して代価の10分の9、物

件の購入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることができない。

3 前金払をした工事における部分払の額は、前項の規定により部分払をしようとする額から前金払の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

4 前3項の規定により部分払のできる回数は、次の各号に掲げる契約金額に応じ、当該各号に定める回数とする。ただし、工期が2会計年度以上に及ぶ契約における年度末の事業費精算に係る部分払は、その回数に含めないものとする。

(1) 2,000万円以上6,000万円未満 1回

(2) 6,000万円以上1億円未満 2回以内

(3) 1億円以上 3回以内

5 第52条及び第56条の規定は、前各項の規定により部分払をする場合における検査又は検収及び代価の支払をする場合に準用する。

(監督職員の一般的職務)

第51条 管理者から監督を任せられた職員又は施行令第167条の15第4項の規定により監督の委託を受けた者(以下「監督職員」という。)は、契約書、設計図書その他の関係書類に基づいて監督を行わなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をしなければならない。

(検査員の一般的職務)

第52条 管理者から検査を行う職員として任せられた職員又は施行令第167条の15第4項の規定により検査の委託を受けた者(以下「検査員」という。)は、工事又は製造その他の請負契約についてその工事又は給付が完了したときは、契約書、設計図書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該工事又は給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査員は、物件の買入れその他の契約について、その給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容及び数量等につい

て検収を行わなければならない。

3 前2項の場合において、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして、検査又は検収を行わなければならない。

4 検査員は、前3項の規定による検査又は検収の実施に当たっては、契約者又はその代理人の立会いを求めなければならない。

5 検査員は、前各項の規定により検査又は検収をしたときは、検査調書を作成し、管理者に報告しなければならない。この場合において、その工事又は給付の内容が契約に適合しないものであるときは、その旨及びその措置について指示をしなければならない。

6 検査員は、同一契約について監督職員の職務を行ってはならない。

(検査の一部省略)

第53条 施行令第167条の15第3項の規定により、特約により給付の内容が担保されると認められる物件の購入契約で、その購入に係る単価が30万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

(監督又は検査若しくは検収を委託して行った場合の確認)

第54条 管理者は、施行令第167条の15第4項の規定により、職員以外の者に委託して監督又は検査若しくは検収を行わせた場合においては、当該監督又は検査若しくは検収の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

2 前項の委託に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をしてはならない。

(減価採用)

第55条 給付の目的物に僅少の不備な点がある場合で、その使用上重大な支障がないと認められ、かつ、期限その他の条件から交換、手直し等が困難と認められるときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。

2 債務の履行を遅延した場合において、前項の規定によりその目的物を採用したときの遅延損害金は、減額後の価格により算定するものとする。

(代価の支払)

第56条 契約代金は、第52条第5項の規定による検査調書に基づかなけれ

ば支払をしてはならない。ただし、施行令第163条に定める前金払をすることができる経費の支払をする場合は、この限りでない。

(契約解除による支払)

第57条 管理者は、第62条の規定による契約の解除があった場合は、設計図書、仕様書等に適合していると認めた工事の既済部分に対し、検査終了後その代金相当額の支払をするものとする。

(危険負担)

第58条 契約の目的物等についてその引渡前に生じた損害は、全て契約者の負担とする。ただし、その損害が天災地変その他やむを得ない事由によるものであるときは、管理者が損害の程度によりその一部を補填することができる。

(履行遅延に対する違約金)

第59条 管理者は、契約者の責に帰すべき理由により契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、次条の規定により履行期間の延長を承認した場合を除き、契約金額から請負契約に係る既済部分又は物件の購入契約に係る既納部分に相応する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を違約金として徴収する。

2 管理者が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず特に違約金の額を定めることができる。

3 前項の違約金は、契約者に対する支払代金又は契約保証金から差し引くことができる。

(履行期間の延長)

第60条 管理者は、災害その他正当な事由により当該契約に定めた履行期間内に契約を履行することができないと認められるときは、契約者の申出により履行期間を延長することができる。

2 前項の規定により履行期間を延長したときは、その旨契約者に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡及び一括委任又は一括下請負の禁止等)

第61条 契約者は、契約により生ずる権利若しくは義務をいかなる方法をもってするを問わず第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、特別の必要があつて書面により管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 契約者は、契約の目的物又は検査済み工事材料を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。ただし、特別の必要があつて書面により管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

3 契約者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第7章 契約の解除

(契約の解除等)

第62条 管理者は、次に掲げる場合においては、契約を解除できる旨の約定をしなければならない。

(1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当の理由がなく、契約履行の着手を延ばしたとき。

(3) 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる者の職務の執行を妨げたとき。

(4) 契約の締結又は履行について不正な行為が認められたとき。

2 管理者は、前項各号に該当しない場合があつても、やむを得ない事由があるときは、契約を解除し、又は履行を中止させ若しくはその一部を変更することがある旨を約定することができる。

(解除等の通知及び契約の変更)

第63条 管理者は、前条の規定による約定に基づき契約を解除し、またその履行を中止させるときは、その理由、期間その他必要な事項を通知しなければならない。

2 管理者は、前条第2項の規定による約定に基づき契約の一部を変更する必要があるときは、契約者と変更に関する契約を締結しなければならない。

第8章 雑則

(委任)

第64条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。